

委 託 設 計 書

所 属 部 課 名	建設部 道路維持課								
部長	審議監	課長	補佐	主査	班	班		設計者	審査
委 託 名 称	道路標識及び案内板設置委託								
委 託 場 所	松戸市八ヶ崎三丁目84番1地先 他								
事 業 年 度	令和 7 年度								
委 託 価 格	円								
委 託 費 計	円								

設 計 概 要	道路標識設置 1式
------------------	-----------

委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								/H
		道路標識設置工		式	1			第 1 号内訳書参照 @U021
		仮設工		式	1			第 2 号内訳書参照 @U002
	直接委託費計							++P
		共通仮設費		式	1			!11Kr
		共通仮設費計						+3K
	純委託費							++J
		現場管理費		式	1			!11Jo
	委託原価							++G
		一般管理費		式	1			!90Gp
	委託価格							++T

委 託 内 訳 書

2 頁

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		消費税及び地方消費税 相当額		式	1			%S10
委託費計								++U

第 1 号内訳書 道路標識設置工

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
添架式標識板取付金具設置	電柱共架、材工共	箇所	21			第 1 号単価表参照 SWB812160-J03*
標識板設置	ゾーン30 350*600	枚	21			第 2 号単価表参照 SWB812140-J16*
計						

第 2 号内訳書 仮設工

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人日	6			第 3 号単価表参照 SWB010212-J01*
計						

第 1 号 単価表

添架式標識板取付金具設置

電柱共架、材工共

1 箇所 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
添架式標識板取付金具設置	電柱等 既設標識柱金具含 材工共	基	1			TQ001210002
諸雑費 (まるめ)		式	1			#99
計	1 箇所 当り					

SWB812160

J01 設置個所 = 2

J03 夜間作業の補正 = 1

照明柱・既設標識柱に取付け
無

J02 時間的制約を受ける場合の補正 = 1 無

J04 取付金具の材料費の計上 = 1 有

第 2 号 単価表

標識板設置

ゾーン30 350*600

1 枚 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置 (案内標識 [番号除]) 新設	カプセルプリズム・レンズ2m2未満金具含	m2	0.21			0.6*0.35 TQ001206001
諸雑費 (まるめ)		式	1			#99
計	1 枚 当り					

SWB812140

J01 作業内容 = 1 新設
 J03 反射シートの種類 = 2 カプセルプリズム・カプセルレンズ
 J05 時間的制約を受ける場合の補正 = 1 無
 J07 標識板の裏面塗装 = 1 無

J02 標識板の規格 = 1 2.0m2未満
 J04 施工規模加算 = 2 10m2未満
 J06 夜間作業の補正 = 1 無

第 3 号 単価表

交通誘導警備員B

1 人日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人				RR0804
諸雑費 (まるめ)		式	1			#99
計	1 人日 当り					

SWB010212

契約条件明示及び特記仕様書

道路標識及び案内板設置委託

1 一般事項

1-1 適用

本仕様書は、松戸市が発注する「道路標識及び案内板設置委託」に適用する。本仕様書及び図面等の設計図書に定めのない事項については、道路標識設置基準・同解説書（日本道路協会発行）、千葉県土木工事共通仕様書【令和7年4月改定】に準拠するものとする。

1-2 目的

本事業の目的は、道路利用者が安全に道路を通行するために必要な安全施設を構築することにある。受託者は、その主旨をよく理解した上で事業にあたらなければならない。

1-3 業務計画書

受託者は、着手前に手順や工法等についての業務計画書を監督職員に提出しなければならない。

1-4 使用材料

受託者は、完成に必要とされる主要な使用材料について、その品質・性能を確認するための資料を事前に監督職員に提出しなければならない。

1-5 着手前の確認

1. 受託者は、着手前に現地を十分に踏査し、設計図書と現地が一致しているかを十分に確認し、その結果を監督職員に報告しなければならない。
2. 受託者は、着手に先立ち、関係機関との手続きは勿論、近隣住民等へ周知（現場の事前説明を含む）を徹底し、通行人を含め第三者とのトラブルを回避するよう努めなければならない。なお、交渉や苦情処理をした場合には、記録をとり早急に監督職員へ報告しなければならない。
3. 受託者は、車両通行止めにて事業を実施する際、車両の迂回計画を近隣住民へ事前に図面（迂回計画図）等により徹底周知し第三者とのトラブルを回避するよう努めなければならない。
4. 本委託に伴う家屋事前調査については実施していないため、受託者においては必要に応じて、工作物等の状況を原則所有者立ち会い又は了解を得て写真により記録し、業務計画書と共に監督職員に提出するものとする。なお、用地、資材及び重機置場と

して借地した土地の近接家屋についても同様とする。

1-6 その他

1. 事業に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費は現場管理費に含むものとする。
ただし、臨時にして巨額なものは除く。
2. 現場は常に整理整頓に心掛け、危険のないよう努めなければならない。
3. 現場では、路面清掃等に十分留意すること。

2 交通安全管理について

1. 本事業は昼間作業を原則とする。作業時間帯等については、交通管理者の道路使用許可条件を順守すること。なお、作業時間には準備及び後片付けも含むとする。
2. 交通規制を伴う作業の交通整理員は、1日2名以上の配置を原則とする。ただし、工種や事業形態及び交通量等を考慮し、増員等をもって安全の確保に努めなければならない。
また、休憩時間（昼休み等）においても同様とする。
3. 第三者に関しての安全施設等は十分考慮し、対策を行わなければならない。
また、作業帯は保安施設等で囲い、転落防止等の安全措置を行うこと。
4. 道路開放時は、道路状態を十分把握し通行者等に危険がないよう、安全管理に努めること。
5. 交通規制は、周辺工事及び地元との調整を図り適切に行わなければならない。規制においては、近隣住民や通過交通（通行人を含む）等への影響を最小限に留めるよう努めること。また、迂回路や迂回先についても常に把握し、周辺工事で通行止め等が行われている場合には、説明ができるよう配慮を行うこと。
6. 事業においては、労働安全衛生法、道路交通法、騒音・振動規制法その他の関係法令等を遵守しなければならない。
7. 本事業で使用する建設機械や資材等は、原則昼間・夜間・休日に道路上に放置してはならない。

3 補償・事故について

1. 受託者は、事業中事故があったときは直ちに所要の措置を講ずるとともに、警察、消防等関係機関へ通報（連絡）し、事故発生の原因経過および被害内容等について報告すること。
2. 受託者は、本事業において家屋その他の工作物等につき第三者に与えた影響がその日常生活上、また、営業上に著しい支障を生じたときは、受託者の負担で応急措置を講じ、その内容を報告すること。

3. 受託者は、本事業について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。
4. 受託者は、補償（賠償）が完了するまで誠意をもって処理にあたり第三者に対しては連絡場所を明確にしておくこと。

4 環境対策について

1. 受託者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）、関連法令及び仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、業務計画及び事業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受託者は、騒音等の影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
3. 本事業の使用機械は、低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型機械を使用し、第三者に不快感を与えないよう努めること。また、本事業に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、受託者は、事前に調査するなど適切な措置を講ずること。

5 道路標識の設置について

1-1 共通事項

1. 道路標識の設置及び基準については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府建設省令）及び「道路標識設置基準」（令和元年10月21日国土交通省道路局企画課）に基づき事業を実施すること。
2. 受託者は着手前に現場状況を考慮した配置図を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、必要に応じて監督職員の立会いにより確認の上決定するものとする。
3. 電線、通信線等の架空線が近接する箇所での作業においては、受託者は接触事故防止のための処置を適切に行わなければならない。
4. 道路標識板の裏面右下に“（監督職員が指定する）管理番号”のシールを貼ること。
5. 受託者は道路標識について「小規模附属物点検要領（平成29年3月国土交通省道路局）」の点検表記録様式に基づき整理し、提出すること。
6. 街路樹の枝葉が支障となり視認性が確保出来ない場合には、受託者において街路樹の管理者と協議を行った後、受託者において枝葉の剪定を行うこと。
7. 設計図書に明記されていない事項については、監督職員と協議し決定するものとする。

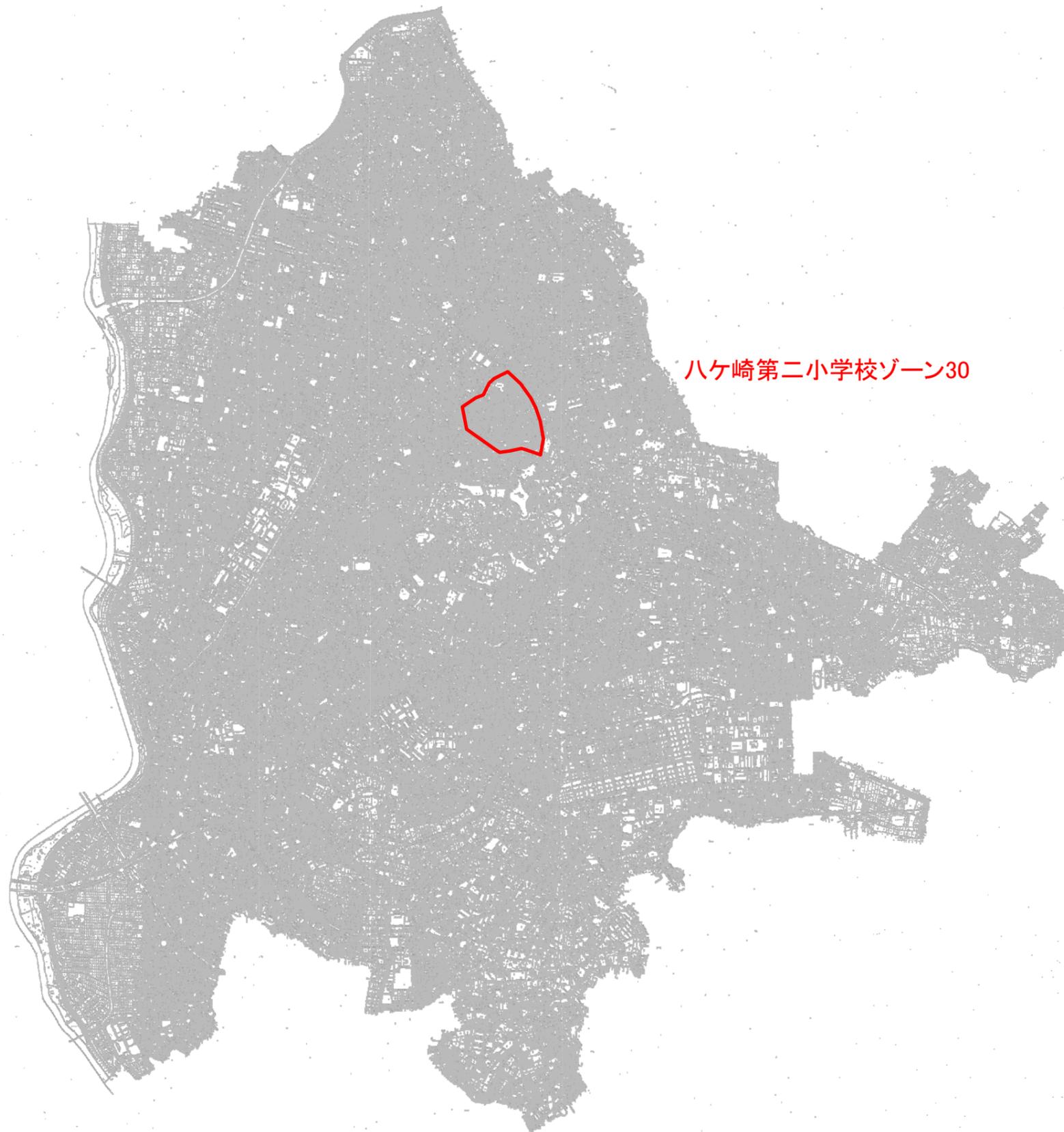
1-2 完了時の提出書類

1. 受託者は完了時、以下について報告書（1部）及び電子媒体（CD-ROM）にて提出すること。

- ・施工写真帳および施工写真の電子データ
- ・「小規模附属物点検要領」に準じた点検表
- ・その他監督職員により指示された資料

位置図

事業概要
道路標識設置 … 一式



令和 7 年度			
委託名称	道路標識及び案内板設置委託		
委託場所	松戸市八ヶ崎三丁目84番1地先 他		
図面種別	位置図		
図面番号	全 3 葉の内第 1 号		
縮 尺	1 : 50000	内容表示	
松戸市 建設部 道路維持課			

案内図

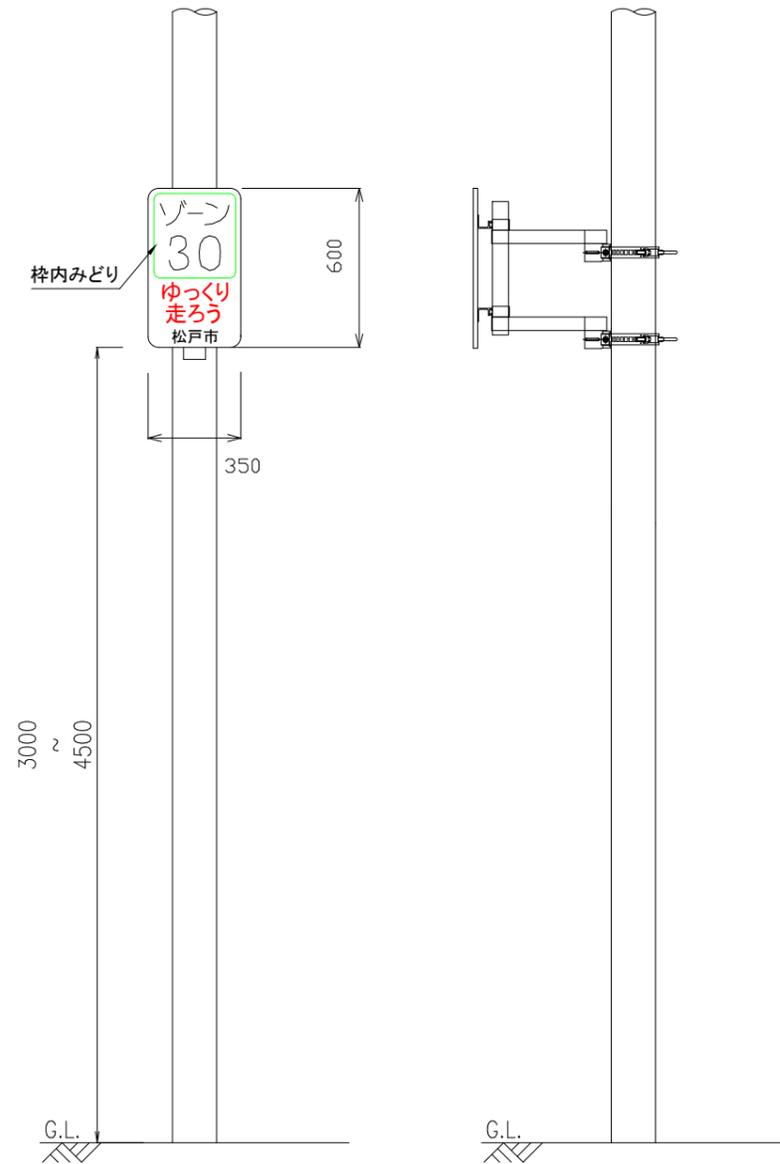


道路標識（ゾーン30）
○電柱共架：21基

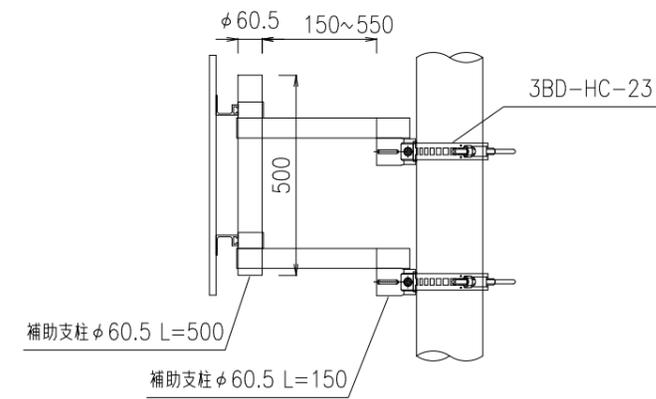
令和 7 年度			
委託名称	道路標識及び案内板設置委託		
委託場所	松戸市ハヶ崎三丁目84番1地先 他		
図面種別	案内図		
図面番号	全 3 葉の内第 2 号		
縮 尺	FREE	内容表示	
松戸市 建設部 道路維持課			

道路標識（ゾーン30） 標準図

電柱共架



電柱取付金具詳細図



令和 7 年度	
委託名称	道路標識及び案内板設置委託
委託場所	松戸市八ヶ崎三丁目84番1地先 他
図面種別	道路標識（ゾーン30） 標準図
図面番号	全 3 葉の内第 3 号
縮 尺	FREE 内容表示
松戸市 建設部 道路維持課	